



第 4 号

発行人 千葉正士
編集人 濱野吉生

日本スポーツ法学会事務局

〒三五九 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一一五

早稲田大学人間科学部濱野研究室内

(電話) 〇四二九(四九)八一一一 内三七一三(研究室)

〇四二九(四九)八一一一 内三四二九(学科室)

(FAX) 〇四二九(四八)四三二四

第二回大会開催の

お知らせ

本年一二月一七日(土)、新宿区西早稲田の早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第二回大会を開催いたします。大会では、自由研究発表、会務を処理するための定期総会、「スポーツにおける紛争と事故」をテーマとする基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。その詳細につきましては、十月中旬に会員各位にお送いたします。

なお、自由研究発表を希望される会員は、別紙の「発表要項」にしたがい、事務局にお申し込みください。

事故問題部会研究会

報告

さる四月一日、岸記念体育館会議室において、事故問題部会の第一回研究会が開催されました。菅原哲朗座長が司会にあたり、二三名の会員が参加して活発な討議が行なわれました。以下はその報告です。

一、今後の部会の進め方

今後は部会の中心メンバーを明確にして、計画的に研究を進めることとなった。日程等の具体的な点は理事会で決定する。

二、スポーツ事故判例研究

判例研究のテーマとして「プール事故判例」を取り上げられ、弁護士望月浩一郎会員から報告が

あり、討議が行なわれた。

望月会員は、裁判例では初めて「施設の欠陥」を認めて注目された熊谷高校水泳部員の事故を担当されているほか、数件のプール事故を担当されている。

① 報告

事故にあった部員は、クラブでもトップクラスの技量をもった生徒であり、指導にあたった教師が「なぜ事故が起こったのか分からない」と言っているような状況で、「なぜ事故が起きたか」を調べることから始めた。しかし、その後、アメリカの水泳事故の権威者から「一メートル程度のプールで事故が起きない方が不思議である。アメリカでは一五〇センチから一六〇センチ以下のプールの事

故は設置者が敗訴する」ということを聞き、彼我の相違に驚いた。日本では、裁判所は、被害者を救済する場合でも、「指導者の過失」を理由にするため、事故を予防することにつながらない。

飛び込みの実態を分析すると、上手な人でも、一・三メートルくらいの深さに達することがある。したがって、水深は最低でも一・三から一・五メートルは必要ではないか。また、水泳の指導者が今でも「一・二メートルもあれば安全」と思い込んでいる状況もある。施設の設置と指導者の意識を変えなければ事故は減らない。

② 討議

望月会員の報告の後、討議が行なわれた。各会員から活発な発言

があり、大変充実した討議になった。以下は、その要旨である。

・以前は深いブルームが多かった。それで「溺死事故」が起きたため、浅くしたという経緯がある。「絶対安全なブルーム」というものはないのだから、指導の問題が重要なのではないか。

・日本の水泳は、「競技のための指導」が基本であった。しかし、教育の場で、「飛び込み」の指導が必要か考え直す必要がある。また、小中学校の体育教師が、多数ある種目の全てに通暁するのは無理ではないか。

・同じ小学生でもスイミングスクールに通っている児童とそうでない児童では技量に大きな差があり、教師の指導も困難である。

・指導者が危険性についての基本的な知識に欠けているのではないか。飛び込みで頭を打つ危険性があるということ自体知らないのではないか。また、教育委員会が事故責任を争うため、事故の教訓が他に生かされず、同種の事故が同じ県内で起きている。行政の対応の遅れが大きな問題である。

・教師を養成する体育系大学では、極く一部の先進的な大学を除いては、事故やその防止法について

の教育が十分になされていない。この点の改善も必要である。

・今日の議論は大変貴重だ。行政や指導者に注意を喚起する意味でも、学会の総会で決議を出したらどうか。(岡田和樹記)

書評

『スポーツと法』

Sport and the Law

Edward Grayson

London, 1988

著者は、法律がスポーツ活動を促進し得るということ、スポーツの有する高度な公共的性格及び象徴性が法律における重要な要素であることを強調する。法律やその執行を伴わない社会が無政府状態を意味するように、規則(ルール)や制御の伴わないスポーツは無秩序をもたらすと指摘し、さらに、レクリエーションやレジャー領域のスポーツ世界の拡大を、スポーツをめぐる政府政策の一貫性の欠如と関連付けて問題提起する。

本書が対象としているのは、いかなる形であれスポーツに関心を

持ち、スポーツに関わり、その影響を受けている全ての人々である。「なぜ、スポーツと法なのか?」(Why Sport and the Law?)と題した三章では、スポーツ法の成立過程を検討する中で、法的諸問題に影響を受けない社会は存在せず、スポーツも例外ではないことを論じ、四章では、法律と絡み合ったスポーツの展開を「スポーツ・ピラミッド」という構造図を提示しつつ説明する。五章ではスポーツ施設内外における公衆保護

に関わる法律を示し、六章以下、学校のスポーツクラブ、スポーツ参加、私企業等のスポーツ支援、スポーツ活動・団体への税金賦課、スポーツ医療、女性スポーツ、スポーツ活動をめぐる公正と判例、スポーツ権をめぐる行政上の見解といった諸テーマについて、法律との関わりで理論展開を行う。

一五章「これからのスポーツと法は?」(Whither Sport and the Law?)では、現代スポーツは混沌の中にあり、スポーツの境界領域が拡大しているという位置付け、さらにスポーツをめぐる「法の支配」を逸脱している要素として暴力、薬物、商業主義、政治的介入を挙げ

る。著者はスポーツと法が社会全体に資する方策に目を向けていくのである。

以上のように、スポーツ法学の構築を目指す我々にとって、本書は豊富なスポーツ関連法のみならず、有用な分析視角をも提示しており、その意味でも熟読に値する書である。(中村祐司記)

『スポーツ権力と

国家法規範秩序』

Puissance sportive et ordre juridique

éatique

Gérald Simon

Paris, 1990

シモンの「スポーツ権力と国家法規範秩序」は、公法の主要な博士論文を出版する「公法叢書」から出版され、フランスのスポーツ法に関する博士論文の中でも代表的なものである。

本書は、序論、本論二編及び結論からなる。第一編「スポーツ権力の確立」は、第一部「スポーツ権力の形成」及び第二部「スポーツ権力の特性」からなる。スポーツは「競争意思の一致」を前提とし(二部一章)、この競争意思の統

一を構成するためにスポーツ連盟が形成され、統一を維持するために連盟上層部の独占的な権限が形成されたこと(一部二章)、スポーツ権力を有するようになった連盟は、競技規則による規制(二部一章)、競技会参加に関する許可(二部二章)及び参加者に対する監督・懲戒権(二部三章)というスポーツ権力の特性を有することが論説される。第二編「国家法規範秩序によるスポーツ権力の承認」は、第一部「競技会組織に関する独占的な連盟の権限の承認」及び第二部「国と連盟の間で共有される権限の整備」からなる。スポーツが公益的活動として認識されるにともない、国が法律によりスポーツの公役務の任務をスポーツ連盟に認め(一部一章)、スポーツ権力の特権を連盟が有するようになったため(一部二章)、連盟の行為の適法性が行政訴訟として争われ、司法による連盟に対する監督が生じたこと(一部三章)、さらに、連盟が警察作用までを有し(一部一章)、スポーツ行政政策にも参画するようになったこと(一部二章)が論説される。結論では、連盟にスポーツ権力が存在するのは競争システムの本質であり、このように多元的

に私権力を国が承認することは、民主主義と自由のしるしであり、国の主権の表明であるとまとめている。本書は、スポーツ連盟に関する関連法規、行政訴訟判例及びそれらの先行研究を整理し、詳細に検討している点、また連盟のスポーツ権力という視点から国家による私権力の承認の意味について一貫して分析している点で、優れた論文といえる。

(齊藤健司記)

『ヨーロッパにおけるスポーツ法』

Sportrecht in Europa
Michael R. Will (Hrsg.)
Heidelberg, 1993

本書はC.F. Mueller社より発行されている「法とスポーツ」のシリーズ第一巻目に当たるものである。このシリーズは様々な側面から「法とスポーツ」に光を当てており、スポーツ法学の課題の多さを改めて認識させられる。

第一巻全体のテーマは、ヨーロッパ共同体(現在はヨーロッパ連合)内のスポーツ法であり、各国の比較研究というよりはむしろ、

それぞれの国のスポーツ法の紹介といえよう。つまり、フランス、イギリス、イタリア、ポルトガル、スペイン、ギリシャ、ポランドのスポーツ法を概観したものと、さらに、「ヨーロッパ共同体内プロ・サッカーへの外国人選手への増加」、「ヨーロッパ共同体内におけるプロ・サッカー選手の居住・移転の自由」という内容で構成されている。各国の紹介で取り上げている内容は様々であるが、主にいわゆるプロのスポーツ選手の契約の自由や居住・移転の自由、国家とスポーツの関係などを対象としている。もちろん、ヨーロッパ統合を視野に入れた内容となっている。

筆者は、法が不完全で未整備だからこそ、これからの発展が期待できるとしている。以下、各国のスポーツ法の紹介に入る。例えば、イギリスやポランドの章では、「スポーツ法」の定義を試みていたり、イタリアの章では、スポーツ裁判権(Sportgerichtliche)の基礎と範囲に触れている。これらが、各国の状況の単なる紹介に終わらず、スポーツ法の抱える問題や課題を抉り出す形となっている。

ヨーロッパは、現在、統合に向けて着実に歩みを重ねている。解決しなければならぬ問題が山積する中で、スポーツに関する法の整備はまだ不十分な状態である。統一的なスポーツ法といったものを制定するのか、それとも各国の個別法で調整していくのか、という選択についても、その取るべき方向についての共通認識があるわけではない。ヨーロッパ統合という大きな波の中で、スポーツ法をどのように捉えていくのか。とりあえず、本書は、共通の認識を築くために、各国の状況を知るための格好の書ではないだろうか。

(小林真理記)

第一章は「ヨーロッパ共同体法(EG法)におけるスポーツ」である。とはいっても、EG法においては、スポーツ活動について明確に規定を設けているわけではない。EC裁判所の判決では「共同体の目的に照らして、スポーツ活動は、共同体法の範囲内では、条約二条の意味における経済生活の一部として対処する」としている。このような判決を受けて、経済統合がなされつつある共同体内部で、選手の手スポーツ活動の自由がどのよう

第二回理事会議事要録

九四年四月二三日
早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、坂本・永井・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事、小林・斉藤・佐藤・鈴木・中村事務局員
冒頭に現時点での会員数が一五名であることが報告され、議事に入った。

「まず新入会員に関する件」では、入沢充氏（エイデル研究所）、杉山進氏（お茶の水女子大学）、鈴木滋氏（成蹊大学）、大串哲朗氏（上智大学）、木幡日出男氏（筑波スポーツ科学研究所）、横山謙三氏（スポーツいろいろ）、中塚義実氏（筑波大学付属高等学校）、川地政夫氏（日本体育大学大学院）、高山征治郎氏（高山総合法律事務所）、望月浩一郎氏（東京本郷合同法律事務所）の入会を了承した。

次に「年報に関する件」では、諏訪年報委員長が欠席のため、事務局より原稿枚数が予定を大幅に超過したと現在までの進捗状況が報告され、その対処方法について検討した後、今後は委員長、会長、副会長、森川会員、事務局長を中心として、販売価格・タイ

トル・販売方法等を含め、さらに詰めていくことになった。

続いて「役員選出規則に関する件」では、坂本会員の作成した原案について検討した結果、学会の役員選出手続きとして理想的なものであるが、現時点においてそれを採用するには種々の難点があり、現行の会則を改正せずに理事会が役員候補を推薦し、総会で承認を受けることとした。

さらに「部会研究会に関する件」では、七月二三日（土）午後二時に合同部会研究会を早稲田大学で開催することを決定した。

「その他」では、（株）体育施設出版より依頼のあった、本学会編による記事の執筆担当者を決め、次回理事会を六月四日（土）午後二時より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

第三回理事会議事要録

九四年六月四日
早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、菅原・諏訪・西村・濱野・森川理事、池井・小笠原監事、斉藤・鈴木・中村・日野事務局員

冒頭に、現時点での会員数が一二四名であることが報告され、議

事に入った。

まず、「新入会員に関する件」では、小峯力氏（日本体育大学大学院）、福井卓也氏（金沢女子大学）、高嶺隆二氏（慶応義塾大学）の入会を了承した。

次に、「年報に関する件」では、諏訪年報委員長より会長等との話合いの結果と、森川会員より早大出版部の責任者である奥島会員との交渉結果の報告があり、それを受けて、諏訪年報委員長が近く海外留学に出発すること、窓口を一本化する必要があることなどから、以後、年報については早大出版部との対応を含め、事務局が担当することとした。

続いて「部会研究会に関する件」では、テーマを「スポーツにおける紛争と事故」とすることとし、提言をお願いする方々を決定した。

さらに「第二回大会に関する件」では、一二月一七日（土）に早大国際会議場で開催することを決め、基調講演者、シンポジウム提言者等については、次回理事会で検討することになった。

「その他」では、九五年四月より、早大国際会議場が有料となることから、その対応について協議

し、次回理事会を七月二三日（土）正午より早稲田大学で開くことを決定して閉会した。

編集後記

会報第四号をお届けします。今年度も七月二三日（土）に合同部会研究会を、また、一二月一七日（土）には第二回目の大会を早稲田大学国際会議場で開催します。いずれも全体テーマは「スポーツにおける紛争と事故」です。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、第二回大会のプログラムにつきましては、別途お知らせしますが、自由研究発表につきましては、会員皆様の積極的な応募をお待ちしております。普段の研究成果を是非ともご披露ください。応募の際には締め切りをお間違えないよう、お願い申しあげます。

会報も四号目を数えました。会報に対する会員の皆様からのご意見、ご感想、ご要望がございましたら、事務局宛にお送りください。よりよい紙面作りの参考にさせていただきます。

(K)